



呉港における「特定利用空港・港湾」への対応について

令和8年5月18日付けで、国から、呉市が管理する呉港について、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と呉市との間で確認することの依頼がありました。

これに対し、呉市としては、港湾管理者として「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨、本日、国に回答しました。

なお、本取組の運用に当たり、港湾管理者として国に対し、次の要請を付しています。

要請事項

- ・ 民生利用が主であるというこの取組の趣旨を遵守すること。
- ・ この枠組みを進めるに当たっては、港湾管理者の人的負担や物的負担が生じないようすること。
- ・ 地域に不安や懸念が生じることがないように、港湾管理者や港湾関係者に対し、事前に十分な情報提供と説明を行うこと。
- ・ 平時における訓練等での港湾施設の利用に当たっては、民生利用に影響を与えることがないように十分な時間的余裕を持って調整すること。
- ・ 訓練等の際の安全確保に万全を期すこと。

万が一、事故等が発生した場合は、港湾管理者に対して迅速に情報提供を行うとともに、国の責任において、原因を究明し、再発防止に努めるなど、必要な対応等を行うこと。

- ・ 民生利用及び災害時の迅速な対応に資するインフラ整備を着実に進めること。